

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、民間による住宅等の建設予定地(以下「民間工事予定地」という。)における磁気探査を促進するため、予算の範囲内において、知事が認めた磁気探査費用全額について、沖縄県住宅等磁気探査費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象者)

第2条 前条の補助金の交付は、県内の民間工事予定地において磁気探査を行おうとする住民や事業者等の建築主(以下「施主」という。)に対し行うものとする。

(補助金交付の範囲)

第3条 補助金の交付の範囲は、民間工事予定地において必要と認められる磁気探査(水平探査、鉛直探査、確認探査)に要する費用とする。

2 水平探査の面積については、民間工事予定地の敷地内において必要と認められる範囲とし、深さについては、1メートル以内とする。ただし、不発弾等の埋没可能性が極めて高い等の事由による場合は、深さについては5メートル以内とし、民間工事予定地に盛土を行った場合、又は土砂崩れ等による土砂のたい積等が生じた場合は、その盛土又はたい積等の部分の厚さに5メートルを加えた深さを限度とする。さらにこれにより難しい場合は、知事の承認を得た深さを限度とする。

3 水平探査を実施することが技術的な理由又はその他の理由により困難であると認められる場合は、知事の承認を得て鉛直探査を実施することができるものとし、その範囲については、前項を準用するものとする。

4 施主が行う建築工事に必要な土留め等の仮設費用、掘削や埋戻し等の土工費用等は含まないものとする。

5 申請年度内に完了する磁気探査であること。

ただし、特段の事情があると知事が認める場合はこの限りではない。

(補助金の額)

第4条 交付する補助金の額は、前条に規定する費用とする。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付額の総額は、毎年度の予算の範囲内とする。

3 補助金交付決定額は下記ア、イのうち、いずれか低い金額とする。

ア. 第6条に基づき補助金交付申請時に提出があった磁気探査業者の見積額のうち、最も安価な見積価格

イ. 「沖縄における不発弾等探査等査定単価表」等に基づき知事が算出した磁気探査費用

(事前協議)

第5条 補助金の交付の申請を行おうとする者は、沖縄県住宅等開発磁気探査支援事業申請予定票(様式第1号)を民間工事予定地の市町村へ提出し、知事と事前協議を行わなければならない。

(申請の手続き)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付申請書(様式第2号)に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書の作成に際しては、最も経済的な方法で磁気探査を実施する条件で、県が策定した入札参加資格者名簿登録業者の中より3業者以上から見積書を徴し、提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、交付申請があった場合において、当該交付申請に係る内容を審査し、補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、速やかに沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、その旨を当該申請者に対し通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に知事に対し、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付申請取下げ書(様式第4号)を提出しなければならない。

(磁気探査契約)

第 9 条 補助金の交付を受けて磁気探査を行おうとする者は、第 7 条の交付決定通知を受けた後でなければ、磁気探査業者と契約してはならない。
なお、契約業者は、第 6 条第 2 項の入札参加資格者名簿登録業者より選定しなければならない。

(事業の着手)

第 10 条 補助金の交付決定を受けた者は、30 日以内に磁気探査に着手しなければならない。

(着手の届け出)

第 11 条 補助金の交付決定を受けた者は、前条の規定により磁気探査に着手した場合は、速やかに知事に届け出なければならない。

(変更交付等の申請手続き)

第 12 条 交付決定の内容に変更がある場合は、速やかに知事に申請しなければならない。

2 前項に基づき補助金変更交付等の申請を行おうとする者は、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金変更交付等申請書(様式第 9 号)に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(追加交付決定)

第 13 条 知事は、変更交付等の申請が金額の変更を伴う内容であった場合において、当該交付申請に係る内容を審査し、補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、速やかに沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金追加交付(不交付)決定通知書(様式第 10 号)により、その旨を当該申請者に対し通知するものとする。

(完了報告及び完了検査)

第 14 条 補助金の交付を受けようとする者は、磁気探査が完了したときから 14 日以内又は当該年度の 3 月 20 日のいずれか早い日までに沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金完了報告書(様式第 5 号)を知事に提出しなければならない。

2 第 3 条第 5 項において知事が認めたものについては、完了期限から 14 日以内に沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金完了報告書(様式第 5 号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前 2 項の報告書の提出を受けた日から 10 日以内に、検査

を実施しなければならない。

4 申請者は、前項に従い知事が実施する完了検査を受けなければならない。

(額の確定)

第 15 条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類を審査し、実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金額確定通知書（様式第 6 号）により、補助金の交付を受けようとする者に通知する。

(補助金の請求)

第 16 条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の額の確定通知を受けたときは、直ちに沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金請求書（様式第 7 号）に委任状（様式第 8 号）を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 17 条 補助金の交付は、前条の委任状受任者預金口座への補助金の額の振込みにより行うものとする。

(交付決定の取消し)

第 18 条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(1) 当該交付決定に係る交付申請が、偽りその他不正の行為によるものであるとき。

(2) 交付要綱及び交付決定通知書の内容が履行されていないと認められるとき。

(3) その他、知事が特に必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第 19 条 知事は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、その全部又は一部について返還させることができるものとする。

(補足)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 2 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 1 月 16 日から施行する。

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県住宅等開発磁気探査支援事業申請予定票

(受付について)

- 下記の全ての項目をご確認のうえ、**建築を予定している各市町村の窓口へ提出**してください。
- 土・日・祝祭日の提出、お問い合わせはできません。

(注意事項)

- この申請予定票は、申請にあたって県の担当者と事前確認を行うためのものです。
- 事前確認は、申請書の書き方、添付書類の準備など実務的な内容の確認を行います。
- 事前確認の日程調整のため、下記に記載された電話へ連絡します。
記入にお間違えのないようご確認ください。

申請予定時期:

磁気探査費用(概算):

建築種別^{*1}: ①住宅 ②共同住宅 ③保育園・幼稚園 ④学校 ⑤福祉施設 ⑥病院
⑦事業所・店舗 ⑧太陽光発電 ⑨集会所 ⑩工場 ⑪ホテル ⑫その他

*1建築種別は①～⑫の項目のいずれか一つを○で囲って下さい。

民間工事予定地の住所:

(ふりがな)

氏名: (申請者^{*2})

電話番号:

*2必ず記載すること。法人の場合は法人名と代表者名を記載すること。

(ふりがな)

氏名: (磁気探査業者^{*3})

電話番号:

*3県が策定した入札参加資格者名簿登録業者^{*4}の中から選定すること。

*4下記URLの「住宅、アパート、マンションなどの建築を考えている皆様へ」を参照。

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/bosai/index.html>

(ふりがな)

氏名: (建築業者)

電話番号:

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付申請書

沖縄県知事 殿

申請者住所 _____
 氏 名 _____
(法人の場合は法人名と代表者名を記載すること。)
 電話番号 _____

次の民間工事予定地に関する磁気探査費補助金の交付を受けたいので、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付要綱第6条に基づき、関係書類を添えて申請します。ただし、チェックリストの履行及び磁気探査数量の写真が確認できない場合は第16条に基づく補助金の請求はしません。

民間工事予定地の所在	住居表示			
	登記地番			
土地の概要	登記地目		登記面積	m ²
補助金交付申請額	円			
磁気探査予定数量	水平探査 表層探査	_____	m ²	} 経層合計 _____ m ² ※簡易探査機器による探査は協議して実施する。
	水平探査 経層探査0.5m	_____	m ²	
	水平探査 経層探査1.0m	_____	m ²	
	水平探査 経層探査1.5m	_____	m ²	
	水平探査 経層探査2.0m	_____	m ²	
	水平探査 経層探査2.5m	_____	m ²	
	水平探査 経層探査3.0m	_____	m ²	
	水平探査 経層探査3.5m	_____	m ²	
	水平探査 経層探査4.0m	_____	m ²	
	確認探査	_____	点(0.5m ² /点)	
	鉛直探査 探査本数	_____	本	探査延長計 _____ m
磁気探査期間	令和 年 月 日 着工(予定) ~ 令和 年 月 日 完了(予定)			
建築工事期間	令和 年 月 日 着工(予定) ~ 令和 年 月 日 竣工(予定)			
土地所有者	住所/電話	_____ /Tel		
	氏名	_____		
磁気探査業者(予定)	会社名/代表者名	_____ /		
	住所/電話	_____ /Tel		
	担当者名/連絡先	_____ /Tel		

- ※ 申請者は、施工主とする。
- ※ 経層探査と鉛直探査は、特別な事由がある場合のみ申請できる。
- ※ 磁気探査着手予定の1ヶ月前までに、交付申請を行うこと。
- ※ 確認探査は、当初積算では水平探査面積計5,000m²あたり12点と計上し積算する。

【添付書類】

- 磁気探査理由
- 案内図
- 計画図(敷地面積、建築面積、探査範囲(面積、深さ)が確認できるもの)
※経層探査、鉛直探査がある場合は、設計図面、土質ボーリング柱状図、貫入深度計算結果を添付すること。
- 現況写真(敷地全体が確認できるように撮影し、撮影の日付を入れる。また、撮影方向がわかる図を添付する。)
- 磁気探査見積書(県が策定した入札参加資格者名簿*1に登録された業者のうち3業者以上)
*1下記URLの「住宅、アパート、マンションなどの建築を考えている皆様へ」を参照。
<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/bosai/index.html>
- 民間工事予定地であることを確認するための資料(下記①~②のいずれか一つを提出)
①建築確認済証の写し(確認が下りていない場合は建築確認引受証の写し)
②開発行為許可通知書の写し(許可が下りていない場合は開発行為許可申請書の写し)
- 土地登記簿及び公図の写し
- その他必要な書類

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金
交付（不交付）決定通知書

(申請者) 殿

沖縄県知事 印

令和 年 月 日付け申請のあった磁気探査費補助金交付申請について、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のように決定しましたので通知します。

交付の可否	可	否
磁気探査実施箇所 の所在	住居表示	
	登記地番	
交付の内容	表層探査	探査面積 (m ²)
	経層探査 (経層合計)	探査面積 (m ²)
	確認探査	異常点数 (点 (0.5m ² /点))
	鉛直探査	探査本数 (本、延長計 m)
補助金交付決定額	円	
条件	(1) 補助金交付決定額は、下記ア、イのうち、いずれか低い金額とする。 ア. 補助金交付申請時に提出があった磁気探査業者の見積額のうち、最も安価な見積価格 イ. 「沖縄における不発弾等探査等査定単価表」等に基づき算出された磁気探査費用 (2) 第14条に基づき報告する磁気探査業務契約額が、補助金交付決定額を上回った場合においても、補助金は追加交付しない。 (3) 第16条に基づき、委任状により直接磁気探査業者に補助金を支払う。その支払金額については第15条に基づき確定を受けた金額とする。 (4) チェックリスト違反をしたとき及び磁気探査数量を写真で確認できない場合は補助金を交付をしない。 (5) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき、又はこの要綱に違反したときは、補助金の全額を返還させることがある。 (6) 完了報告書提出までに建築確認済証の添付を行うこと。	
指示事項 (否の場合の理由)		

令和 年 月 日

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付申請取下げ書

沖縄県知事 殿

申請者住所

申請者氏名

(法人の場合は法人名と代表者名を記載すること。)

電話番号

標記について、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付要綱第8条に基づき、交付の申請を取り下げます。

交付決定通知書の日付及び番号	令和 年 月 日付け ○○指令○第 号
交付の申請を取り下げようとする理由	

【添付書類】

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金 交付決定通知書の写し

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金完了報告書

沖縄県知事 殿

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

(法人の場合は法人名と代表者名を記載すること。)

電話番号 _____

令和 年 月 日付け〇〇指令〇第 号で補助金の交付決定通知のあった補助事業が完了したので、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付要綱第14条に基づき、関係書類を添えて報告します。

磁気探査実施箇所	住居表示	
	登記地番	
磁気探査実施数量	水平探査 表層探査 _____ m ²	} 経層合計 _____ m ²
	水平探査 経層探査0.5m _____ m ²	
	水平探査 経層探査1.0m _____ m ²	
	水平探査 経層探査1.5m _____ m ²	
	水平探査 経層探査2.0m _____ m ²	
	水平探査 経層探査2.5m _____ m ²	
	水平探査 経層探査3.0m _____ m ²	
	水平探査 経層探査3.5m _____ m ²	
	水平探査 経層探査4.0m _____ m ²	
	確認探査 _____ 点(0.5m ² /点)	
鉛直探査 探査本数 _____ 本 探査延長計 _____ m		
※交付申請時の数量より変更が生じた場合は、下記に理由を記載すること。 (_____)		
磁気探査期間	令和 年 月 日 着工 ~ 令和 年 月 日 竣工	
磁気探査業者	会社名/ 代表者名	/
	住所/電話	/TEL
	担当者名/ 連絡先	/TEL
磁気探査業務契約額	円	
補助金交付決定額	円	

【添付書類】

- 探査測線図(探査範囲(面積、深さ)が確認できるもの)
※経層探査、鉛直探査がある場合は、数量等が確認できる図面を追加添付すること。
- 実施状況写真(敷地全体が確認できるように撮影し、撮影の日付を入れる。また、撮影方向がわかる図を添付する。)
- 磁気異常箇所図面および写真(各異常点が確認できるもの)
- 記録紙原本(探査測線・延長がわかるように添え書きする。)
- 埋没弾発見台帳
- 磁気探査業務契約書(収入印紙付)
- 沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金 交付決定通知書の写し
- 着手届
- 建築確認済証(申請時に提出していない場合)
- その他必要な書類

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金額確定通知書

(申請者) 殿

沖縄県知事 印

(補助金交付決定額と補助金確定額が異なる場合)

令和 年 月 日付け〇〇指令〇第 号で補助金の交付決定した沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金については、完了報告書を精査した結果、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年5月15日沖縄県規則第102号）第13条の規定により適正と認め、指令額〇〇円を〇〇円に修正のうえ確定します。

(補助金交付決定額と補助金確定額が同額の場合)

令和 年 月 日付け〇〇指令〇第 号で補助金の交付決定した沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金については、完了報告書を精査した結果、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年5月15日沖縄県規則第102号）第13条の規定により適正と認め、指令額どおり〇〇円に確定します。

磁気探査実施 箇所の所在	住居表示
	登記地番
磁気探査業務契約額	円
補助金交付決定額	円
補助金確定額	円
連絡事項 (磁気探査業務契約額 と補助金確定額が異なる 場合)	

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金請求書

沖縄県知事 殿

申請者住所 _____

申請者氏名 _____ 印

(法人の場合は法人名と代表者名を記載すること。)

電話番号 _____

令和 年 月 日付け〇〇達〇第 号で額の確定通知を受けたので、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付要綱第16条に基づき、関係書類を添えて請求します。

補助金請求額	円
--------	---

委任状

委任者(申請者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(法人の場合は法人名と代表者名を記載すること。)

私は、令和 年 月 日付け〇〇達〇第 号で額の確定通知を受けた沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金の受領について、下記の者に委任いたします。

受任者

(受注磁気探査業者) 住所

商号

代表者名 _____ 印

電話番号

受任者振込口座

金融機関の名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義人	

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金（第〇回）変更交付等申請書

沖縄県知事 殿

申請者住所

申請者氏名

(法人の場合は会社名と代表者名を記載すること。)

電話番号

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇指令〇第〇〇〇号で補助金の交付決定通知のあった次の補助事業について、内容に変更がありましたので関係書類を添えて申請します。ただし、チェックリストの履行及び磁気探査数量の写真が確認できない場合は第16条に基づく補助金の請求はしません。

磁気探査実施箇所 の所在	住居表示	
	登記地番	
変更補助金 交付申請額	円	
磁気探査 変更 予定数量	水平探査 表層探査 _____ m ²	} 経層合計 _____ m ² ※簡易探査機器による探査は協議して実施する。
	水平探査経層探査0.5m _____ m ²	
	水平探査経層探査1.0m _____ m ²	
	水平探査経層探査1.5m _____ m ²	
	水平探査経層探査2.0m _____ m ²	
	水平探査経層探査2.5m _____ m ²	
	水平探査経層探査3.0m _____ m ²	
	水平探査経層探査3.5m _____ m ²	
	水平探査経層探査4.0m _____ m ²	
	確認探査 _____ 点 (0.5m ³ /点)	
鉛直探査 探査本数 _____ 本	探査延長計 _____ m	
現工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日 着工 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完了 (予定)	
変更工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日 着工 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完了 (予定)	
土地所有者	住所/電話 _____ /Tel	
	氏名 _____	
磁気探査業者	会社名/代表者名 _____ /	
	住所/電話 _____ /Tel	
	担当者名/連絡先 _____ /Tel	

※ 申請者は、施主とする。

※ 数量が減の場合は、負記号の- (マイナス) を表示すること。

【添付書類】

- 変更見積書
- 変更計画図 (敷地面積、建築面積、探査範囲 (面積、深さ) が確認できるもの)
※経層探査、鉛直探査がある場合は、設計図面、土質ボーリング柱状図、貫入深度計算結果を添付すること。
- 異常点位置図
- 磁気異常測定値一覧表
- 探査数量変更理由
- その他必要な書類

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金
(第〇回) 変更交付(不交付) 決定通知書

(申請者) 殿

沖縄県知事 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け申請のあった磁気探査費補助金変更交付申請について、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のように決定しましたので通知します。

交付の可否	可	否
磁気探査実施箇所 の所在	住居表示	
	登記地番	
変更交付の 内容	表層探査	探査面積 (m ²)
	経層探査 (経層合計)	探査面積 (m ²)
	確認探査	異常点数 (点 (0.5m ² /点))
	鉛直探査	探査本数 (本、延長計 m)
変更補助金交 付決定額	円	
補助金交 付決定額	円	(前回交付決定額+上欄額)
現工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日 着工 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完了 (予定)	
変更工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日 着工 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完了 (予定)	
条 件	(1) 補助金交付決定額は、下記ア、イのうち、いずれか低い金額とする。 ア. 業務を行っている磁気探査業者の見積価格 イ. 「沖縄における不発弾等探査等査定単価表」等に基づき算出された磁気探査費用 (2) 第14条に基づき報告する磁気探査業務契約額が、補助金交付決定額計を上回った場合においても、補助金は追加交付しない。 (3) 第16条に基づき、委任状により直接磁気探査業者に補助金を支払う。その支払金額については第15条に基づき確定を受けた金額とする。 (4) チェックリスト違反をしたとき及び磁気探査数量を写真で確認できない場合は補助金を交付をしない。 (5) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき、又はこの要綱に違反したときは、補助金の全額を返還させることがある。	
指示事項 (否の場合の理由)		